



# 広報 **えびな**

編集・発行

海老名市役所 広報広聴課

〒243-0492

神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎ (046) 231・2111

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

\*この広報は再生紙を使用しています。

## 家電リサイクルのしくみ



4月から「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」が施行されます。これにより、不要になったエアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の引き取りと運搬が小売業者に、リサイクル（再利用）が家電メーカーに、それぞれ義務づけられます。同時に、その費用は消費者のみならずが負担することになります。

# 家電リサイクル4月から実施

現在、家電製品の廃棄は市の粗大ごみ収集や小売店の下取りという形で行われていますが、家電リサイクル法の施行により、4月からは消費者が小売店に引き渡し、その後小売店から家電メーカーに引き渡されて、新しい製品の原材料や熱源としてリサイクルされます。

● **同種の製品を買い替えるとき**  
同種の対象家電製品を買い替えるときは、買い替える小売店が古い製品の引き取りと運搬を行います。収集・運搬費用とリサイクル費用は、小売店に支払います。

● **不要な製品を廃棄するとき**  
対象家電製品を購入した小売店が分かる場合はその店に、不明・遠隔地の場合は市に登録している廃棄物収集運搬業者（下表）などに、引き取りと運搬を依頼します。収集・運搬費用は、小売店または業者へ支払います。リサイクル費用の支払いは、小売店・業者のいずれに

依頼するかで方法が異なります。料金も異なります。

### 小売店や業者で料金異なります

収集・運搬費用は、小売店や廃棄物収集運搬業者ごとに金額が異なります。

### 廃棄物収集運搬登録業者

(3月1日現在・順不同)

業者名	電話番号	所在地
旭総業株式会社	238-9121(※)	国分寺台2-6-18
(有)共栄美化	232-2483	下今泉745
(株)県央資源センター	0467-77-1020	綾瀬市早川3085-6
(株)三凌商事	228-0472	厚木市旭町1-21-8
(株)須藤商事	238-9121(※)	国分北3-15-2
(有)タツヤ資源	0467-78-5916	綾瀬市深谷4281-1
中央カンセー株式会社	221-1102	厚木市恩名25
東洋興業株式会社	264-3000	大和市深見3810
(株)日環	253-0008	座間市東原2-2-10
(株)ハシモトエンタープライズ	267-6777	大和市福田3-12-6
(有)富美商事	238-9121(※)	上河内1-5
(有)本間商店	238-0841	門沢橋349-3
(有)明和企业	0467-79-3429	綾瀬市上土棚北1-2-1
(株)山室	231-2932	東柏ヶ谷1-28-18
(有)リサイクルサービス	232-6296	国分北2-19-57
(株)リプロタイセー	042-777-5561	相模原市田名10202-1
和興建清株式会社	261-9154	大和市西鶴間4-2-4

※=海老名市資源協同組合（大谷5096）内  
◎収集・運搬費用は各業者で異なります。また、表以外にも引き取りができる業者があります。詳しくは資源対策課へお問い合わせください。

## 処分時の費用が消費者負担に

### 家電リサイクル Q & A

Q 「家電リサイクル法」ってどんな法律？

A 使用済みの家電製品を上手にリサイクル（再利用）して、ごみ問題や資源の有効利用、地球環境問題を改善するために作られた法律です。

消費者のみならず、小売店・家電メーカーによる、不要家電製品のリサイクルについて定められています。

Q なぜ家電製品をリサイクルするのですか？

A 国内における一般廃棄物のリサイクル率は10%と低く、今のペースで廃棄物の埋め立てを続けた場合、埋め立て処分場は全国平均であと8年半しかもたないといわれています。

一般廃棄物の中でも家電製品は、収集に手間がかかるうえに処理施設での破碎も難しいため、大部分が埋め立てられていました。その半面、金属やガラスなどの再利用可能な資源を多く含んでおり、リサイクル体制の整備が必要・有効と考えられたからです。

Q 「家電リサイクル法」で消費者の費用負担が定められているのはなぜ？

A 家電リサイクル法は、物の流れのすべてが廃棄に行き着く一方通行型の社会ではなく、資源を再利用することにより環境への負荷が少ない循環型の社会を実現するための法律です。

この法律を円滑に運営するためには、小売店による収集・運搬、家電メーカーによるリサイクル、消費者による費用負担という役割分担が、必要不可欠です。

### 市での収集行いません

家電リサイクル法の施行に伴い、4月から市によるエアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機の収集は一切行いません。

電話予約による戸別収集は3月30日（金）まで、美化センターへの持ち込みは31日（土）正午までとなりますので、ご注意ください。

その他の家電製品は、今までどおり収集を行います。

問い合わせ先  
資源対策課（内541）